



日本では、左のようなスロットルを回すだけで自走する車両は、電動アシスト自転車とは異なり法律上「原動機付自転車」などのバイクの仲間になります。条件を満たさず運転すると違反となり処罰されます。



ペダル付きの原動機付自転車を道路上において運転するためには・・・



- ① 運転に必要な免許を受けていること。
 - ② バイク用のヘルメットをかぶること。
 - ③ ブレーキ、ヘッドライト、バックミラー、ウインカー等法律の基準を満たす部品を装備すること。
 - ④ 自賠責等の必要な保険に加入すること。
 - ⑤ ナンバープレート(課税標識)を車両後面に見やすく表示すること。
- などが必要です。

上記の条件を満たさずに運転した場合は・・・



こんな違反になりますよ

無免許運転などの道路交通法違反
(3年以下の懲役または50万円以下の罰金)
自動車損害賠償保障法違反
(1年以下の懲役または50万円以下の罰金)
道路運送車両法違反(整備不良)
(6か月以下の懲役または30万円以下の罰金)

法律についての詳細は裏面をご覧ください。

お願い

「ペダル付きの原動機付自転車」を運転するには、法律に基づいた手続き等を必ず行って運転して下さい。

お願い

ペダル付きの原動機付自転車に関する法令について

ペダル付きの原動機付自転車の呼び方は法律などでの定めはなく、モペッド・フル電動自転車など様々な呼び方がされています。

なお、法律上、ペダルを漕がずに原動機により走行する車両は出力によっては原動機付自転車ではなく、自動二輪車に該当する場合があります。

その出力は道路交通法施行規則第1条の2において「道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。)第二条第一項第十号の内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については〇・〇五〇リットル、定格出力については〇・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については〇・〇二〇リットル、定格出力については〇・二五キロワットとする。」とされています。

そのため二輪であれば定格出力0.6キロワット以下は原動機付自転車となり、0.6キロワットを超える場合には自動二輪車となります。

電動アシスト付き自転車について

・ 電動アシスト付き自転車とは自転車のうち人の力を補うため原動機を用いるものですが、そのアシストの比率などについては道路交通法施行規則第1条の3において定められています。

具体的には

「二十四キロメートル毎時未満の速度で自転車を走行させることとなる場合において、人の力に対する原動機を用いて人の力を補う力の比率が、(1)又は(2)に掲げる速度の区分に応じそれぞれ(1)又は(2)に定める数値以下であること。

(1) 十キロメートル毎時未満の速度 二

(2) 十キロメートル毎時以上二十四キロメートル毎時未満の速度 走行速度をキロメートル毎時で表した数値から十を減じて得た数値を七で除したものを二から減じた数値

ハ 二十四キロメートル毎時以上の速度で自転車を走行させることとなる場合において、原動機を用いて人の力を補う力が加わらないこと。」

などとされていますので、この基準以上の力により人力を補助する場合は、電動アシスト付き自転車ではなく原動機付自転車に該当することとなります。

ペダル付きの原動機付自転車はスロットルの配線を外したとしても、道路交通法に定める補助する比率を上回るため原動機付自転車に該当するものがありますので、スロットルを使わなければ自転車として使えるものとは限らず、違法となる場合があります。

原動機付自転車などの保安基準適合部品について

・ 道路運送車両法に定める原動機付自転車の保安基準については道路運送車両法第44条などで構造及び装置について定められています。

具体的には、制動装置・前照灯・番号灯・尾灯・制動灯・後部反射器・警音器・消音器・方向指示器・後写鏡・速度計などで、これらの装置が国道交通省令で定める基準に合致しているものでなければなりません。

ペダル付きの原動機付自転車を運転する際の注意点

・ 現在、国内外の複数の販売者から保安基準に適合する装置を有しているペダル付きの原動機付自転車が販売されています。

これらは自賠責に加入し、市区町村で交付されたナンバーを見やすい場所に取り付けた上で、免許を有する方であれば、運転することが可能です。

その際は車両が原動機付自転車等に該当することを踏まえ「ヘルメットを被る」「歩道通行はしない」「最高速度は30キロまで」「片側三車線以上の道路では二段階右折をする」など道路交通法に定めた通行方法などに従うようにしてください。